

社会福祉法人 中津市社会福祉協議会

役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人中津市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第23条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 役員等が、その業務のため、理事会及び評議員会並びに本会の業務に関し出張した場合は、報酬として日額4,000円を支給する。

2 監事が、本会の監事会に出席した場合は、報酬として日額10,000円を支給する。

3 第1項の規定に関して、会長及び常務理事は支給しない。

(役員等の報酬)

第4条 役員に対して次の報酬を支給することができる。

(1) 会長 月額100,000円

(費用弁償)

第5条 役員等が、その職務のため、理事会及び評議員会並びに監事会に出席したときは、費用弁償として交通費実費弁償として、1キロメートルにつき16円を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(旅費)

第7条 役員等が、理事会及び評議員会以外で本会の業務に関し出張した場合は、当該役員等に対し、旅費を支給することができる。

2 前項の旅費の額は、本会旅費規定を準用する。

(通勤手当)

第8条 本会の会長に対する通勤手当については、非常勤職員給与規程を準用し、常務理事に対しては、嘱託職員及び臨時職員給与規程を準用する。

(公表)

第9条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。